

25-1-20 禁止事項 保育者の言葉づかい

以下の言葉遣い。また、近しい表現を園内で行うことを禁止します。

発見時、報告するにあたっては各自の常識による差が考えられるが、別紙「社会的責任等の重大トラブルを防ぐ保育実例」の事例を参考に、園が大きな社会的責任を取ることになると思われるケースのときは上司に報告すること。

その際は園長・主任・報告者とのヒアリング。及び、園長・主任・本人とのヒアリングをおこない、指導や記録化、情報共有を行い、啓発や改善の機会とする。

対象が園長や主任の場合には、副主任等の第三者に協力を願う。但し、報告はおこなうこと。

1. 人格否定につながる言葉

「なんでこんなこともできないの？できない子ね。」

「あんたって本当にダメな子ね。」

「どうしようもない子だね。」

2. 決めつけやレッテル貼り

「あなたはいつもそうだ。」

「〇〇くんは乱暴者だから、またやったんでしょ。」

「あの子はわがままなんだから、関わらなくていい。」

3. 比較して見下す言葉

「△△ちゃん是可以するのに、どうしてあなたはできないの？」

「お兄ちゃん（お姉ちゃん）はもっと上手にやっていたのに、あなたはまだなの？」

「ほら、みんなはちゃんとできてるよ。」

4. 性別や特徴を固定観念で押しつける言葉

「男の子なんだから、泣かないの！」

「女の子なのに、そんなに走り回って恥ずかしい。」

「そんな遊びは男の子（女の子）がやるものじゃない。」

5. 脅しや強制的な表現

「言うこと聞かないなら、もうここに来なくていいからね！」

「泣き止まないと置いていくよ。」

「お利口にできないなら、おやつはあげないよ。」

6. こどもを突き放す表現

「もう知らない！ 勝手にしなさい。」

「面倒くさいからあっちへ行って。」

「うるさい！ 話しかけないで。」

7. 恥を与える表現

「そんな失敗して恥ずかしくないの？」

「みんな見てるよ、恥ずかしいってらないわ。」

「恥ずかしい子だね。」

8. 大人の感情をぶつける言葉

「いい加減にしろ！」

「本当にうんざりだよ。」

「もう限界！ やってられない！」

9. 理由を聞かずに一方的に批判する表現

「どうしてこんなことするの？ ありえない！」

「また同じことしてる！ 反省してないんだね。」

「考えもしないで行動して、迷惑かけないで。」

10. 差別的・排除的な言葉

「障がいがあるからできないんですよ。」

「〇〇の国の子は臭い。」

「あの子は片親だからかわいそうね。」

11. 呼び捨ての禁止

〇〇くん、〇〇ちゃんを基本とする。

あっくん、さーちゃん等の愛称は保護者が子どもに使っている呼び名に限り利用してよい。

保護者が子どもを呼び捨てで呼んでいたとしても禁止。

なぜこれらが「ダメ」なのか

- 人格や存在そのものを否定・侮蔑する：こどもの自尊感情を大きく傷つける。
- 比較やレッテル貼りが自信を喪失させる：こども同士の差別やいじめの原因にもなる。
- 大人の感情をぶつけることで関係性が悪化する：安心感や信頼関係が失われ、こどもが心を閉ざす。
- 脅しや強制によって萎縮させる：自発的な行動・表現力を奪い、協調的な学びや社会性の育ちを阻害する。

まとめ

- 保育者は日々の忙しさやストレスから、つい感情的な言葉づかいをしてしまうことがあります。しかし、「言われたこどもがどう感じるか」を常に意識し、どんな状況でも子どもの尊厳を最優先する配慮が求められます。
- こどもの成長を促すためには、行動自体と人格を切り分けた言葉かけや、こどもの気持ち・事情をまず受け止めた上での説明や対話が重要です。
- そのためには職員同士で見守り合い、日常的な言葉づかいを振り返る機会をつくるなど、組織的に「よい言葉づかい」や「正しい指導」を学び合う場を設けることも効果的です。